

# 川崎市高齢者虐待防止事業実施要綱

平成19年4月1日付19川健高事第124号健康福祉局長専決  
最終改正 平成28年4月1日付28川健地推第341号健康福祉局地域包括ケア推進室長専決

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この要綱は、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」（平成17年法律第124号。以下「高齢者虐待防止法」という。）に基づき、高齢者に対する虐待防止及び早期対応を図るため、高齢者本人や家族等からの相談を受けるとともに、高齢者虐待に関する知識の普及・啓発等を行い、高齢者及びその家族等が、安心して生活できるような地域環境の整備を行うことを目的とする。

### (事業内容)

第2条 事業の内容は、次のとおりとする。

- (1) 高齢者虐待に関する知識等の普及啓発事業
- (2) 高齢者虐待に関する相談事業
- (3) 養護者による在宅高齢者の虐待事例についての対応
- (4) 養介護施設従事者等による虐待事例についての対応
- (5) その他

## 第2章 養護者による在宅高齢者の虐待の対応

### (相談窓口、通報・届出窓口)

第3条 前条第2号に掲げる相談事業は、区役所保健福祉センター高齢・障害課、地区健康福祉ステーション高齢者支援担当又は地域包括支援センターに

おいて行うものとする。

- 2 高齢者虐待防止法第7条による在宅高齢者の虐待についての通報・届出窓口は、区役所保健福祉センター高齢・障害課、地区健康福祉ステーション高齢者支援担当とする。

(緊急性の判断)

第4条 前条第2項による通報・届出がなされたときに、区役所保健福祉センター所長又は地区健康福祉ステーション所長は、以下に掲げる者のうち必要と認める者に、第1号様式に基づいたリスクアセスメントを実施させ、「生命又は身体に重大な危険が生じる恐れがある」状況かどうかを判断するものとする。

- (1) 高齢・障害課長、健康福祉ステーション担当課長
- (2) 高齢者支援係長、健康福祉ステーション担当係長
- (3) 高齢者支援係職員、健康福祉ステーション担当職員
- (4) 障害者支援係長又は障害者支援係職員
- (5) 生活保護、地域保健担当部署等の担当者
- (6) その他

- 2 前項の緊急性の判断により、危険と判断した場合は、区役所保健福祉センター高齢・障害課又は地区健康福祉ステーション高齢者支援担当は、必要に応じ、高齢者虐待防止法第11条により、被虐待高齢者宅への立入調査を行うなど、状況の把握をするものとする。

- 3 高齢者虐待防止法第11条に基づき立入調査権を行使する際は、第2号様式の立入調査票を携帯することとする。

- 4 高齢者虐待防止法第11条に基づき立入調査権を行使する際は、必要に応じて、第3号様式により、警察に協力依頼を行うものとする。

(ネットワーク・ミーティングの開催)

第5条 前条により、早急に「生命又は身体に重大な危険が生じる恐れがある」ケースとまではいえず、虐待が疑われるようなケースについては、必要に応じ、なるべく早期に、区役所保健福祉センター高齢・障害課又は地区健康福祉ステーション高齢者支援担当が事務局となり、次に掲げる者のうち、区役所保健福祉センター所長又は地区健康福祉ステーション所長が必要と認める者により、「ネットワーク・ミーティング」の開催に努めるものとする。

- (1) 区役所高齢・障害課、地区健康福祉ステーション高齢者支援担当
- (2) 地域包括支援センター職員
- (3) 介護支援専門員
- (4) その他

2 前項に基づき、開催するネットワーク・ミーティングにおいては、情報の共有に努め、処遇方針を検討するとともに、その役割分担を行うなど、今後の対応の円滑な実施に向けた検討を行うものとする。

3 ネットワーク・ミーティングで決定された処遇方針、役割分担について、定期的に、情報交換やモニタリングを実施し、必要に応じて、処遇方針について再検討を行うものとする。

4 ネットワーク・ミーティングにおいては、生命・身体の保護に必要なケースで本人の同意を得ることが困難であるかどうかを事務局で判断し、必要に応じて、個人情報を経済資料として提供することとする。ただし、会議終了後、適宜、事務局で回収することとし、会議において知り得た個人の情報については、他に漏らさないものとする。

(処遇の検討)

第6条 高齢者虐待に係る処遇について、次に掲げる方策を例に、様々な角度

から検討を行い、処遇方針を立てるものとする。

- (1) 介護サービス、福祉サービスの利用
- (2) 病院への入院、老人福祉施設への入所
- (3) 家族への支援、家族間の調整
- (4) 成年後見制度、日常生活自立支援事業の活用

### 第3章 養介護施設従事者等による高齢者虐待の対応

(通報及び調査)

第7条 高齢者虐待防止法第21条による通報窓口は、健康福祉局長寿社会部  
高齢者事業推進課（以下「高齢者事業推進課」という。）とする。

2 前項により通報を受けた高齢者事業推進課は、養介護施設等の協力のもと、当該通報に係る事実確認等の調査を行い、迅速かつ適切な対応を講じるものとする。

(権限の行使)

第8条 高齢者事業推進課は、前条による通報に基づき、養介護施設従事者等による高齢者虐待の事実を確認した場合は、関係機関と連携のうえ、老人福祉法（昭和38年法律第133号）及び介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による必要な権限を行使する。

### 第4章 雑則

(その他の事項)

第9条 この要綱の施行について必要な事項は、健康福祉局長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日より施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日より施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日より施行する。

附 則

この要綱は、平成24年10月1日より施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日より施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日より施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日より施行する。

(第1号様式)

高齢者虐待リスクアセスメント・シート

	あてはまる場合には[ ]に○を記入し、該当するものを○印で囲む あてはまらない場合は×。情報が未収の場合は未記入のまま	関連情報、あるいは強みや良い点を記入
レッド	① 被虐待者は意思疎通が可能か？ [ ]できる ×の場合： ( )	
	② 当事者が保護を求めているか？ [ ]被虐待者自身が保護を求めている ( ) [ ]虐待者が高齢者の保護を求めている ( )	
	③ 当事者の訴える状況が差し迫ったものか？ [ ]「殺される」「○○が怖い」「何も食べていない」等の訴えあり ( ) [ ]「何をするかわからない」「殺してしまうかもしれない」等の訴えあり ( )	
	④ すでに重大な結果が生じているか？ [ ]例：頭部外傷(血腫 骨折) 腹部外傷 意識混濁 重度の褥そう 重い脱水症状 脱水症状の繰り返し、栄養失調 全身衰弱 強い自殺念慮 その他 ( )	
イエロー1	⑤ 今後重大な結果が生じるおそれの高い状態が見られるか？ [ ] 頭部打撲 顔面打撲・腫脹 不自然な内出血 やけど 刺し傷、きわめて非衛生的、極端な怯え、その他 ( )	
	⑥ 繰り返されるおそれが高いか？ [ ] 習慣的な暴力 新旧の傷・あざ 入退院の繰り返し その他 ( ) [ ] 虐待者の認識：虐待の自覚なし 認めたがらない 援助者との接触回避 ( ) [ ] 虐待者の精神的不安定・判断力の低下 非現実的な認識 その他 ( )	
イエロー2	⑦ 被虐待者に虐待につながるリスク要因があるか？ [ ] 認知症程度：I II a II b III a III b IV M [ ] 問題行動：徘徊 暴力行為 昼夜逆転 不穏興奮 失禁 その他 ( ) [ ] 寝たきり度： J1 J2 A1 A2 B1 B2 C1 C2 [ ] 性格的問題(偏り)：衝動的 攻撃的 粘着質 依存的 その他 ( ) [ ] 精神疾患 ( ) 依存症 ( ) その他 ( )	
	⑧ 虐待者に虐待につながるリスク要因があるか？ [ ] 被虐待者への拒否的感情や態度 ( ) [ ] 重い介護負担感 ( ) [ ] 介護疲れ ( ) [ ] 認知症や介護に関する知識・技術不足 ( ) [ ] 性格的問題(偏り)：衝動的 攻撃的 未熟性 支配的 依存的 その他 ( ) [ ] 障害・疾患：知的障害 精神疾患 ( ) 依存症 ( ) その他 ( ) [ ] 経済的問題：低所得 失業 借金 被虐待者への経済的依存 その他 ( )	
イエロー3	⑨ 虐待につながる家庭状況があるか？ [ ] 長期にわたる虐待者・被虐待者間の不和の関係 ( ) [ ] 虐待者・被虐待者の共依存関係 ( ) [ ] 虐待者が暴力の被害者 ( ) [ ] その他の家族・親族の無関心 ( ) [ ] 住環境の悪さ：狭い 被虐待者の居室なし 非衛生的 その他 ( )	

判断の目安 レッド：①が○で②③に○がある場合、もしくは①が○ないし×で ④に○がある場合⇒緊急保護の検討  
 イエロー1：①～④に○はないが、⑤と⑥に○⇒保護の検討、もしくは 集中的援助  
 イエロー2：①～⑥に○はないが、⑦もしくは⑧に○⇒集中的援助、もしくは防止のための保護検討  
 イエロー3：①～⑧に○はないが、⑨に○⇒継続的、総合的援助

(第2号様式)

## 証 票

川 第 号 年 月 日 交付

所 属

氏 名

上記の者は、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律  
第11条の規定による、立入調査を行う職員であることを証明する。

川 崎 市 長 名

印

### 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律

(通報等を受けた場合の措置)

第九条 市町村は、第七条第一項若しくは第二項の規定による通報又は高齢者からの養護者による高齢者虐待を受けた旨の届出を受けたときは、速やかに、当該高齢者の安全の確認その他当該通報又は届出に係る事実の確認のための措置を講ずるとともに、第十六条の規定により当該市町村と連携協力する者（以下「高齢者虐待対応協力者」という。）とその対応について協議を行うものとする。

2 市町村又は市町村長は、第七条第一項若しくは第二項の規定による通報又は前項に規定する届出があった場合には、当該通報又は届出に係る高齢者に対する養護者による高齢者虐待の防止及び当該高齢者の保護が図られるよう、養護者による高齢者虐待により生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認められる高齢者を一時的に保護するため迅速に老人福祉法第二十条の三に規定する老人短期入所施設等に入所させる等、適切に、同法第十条の四第一項若しくは第十一条第一項の規定による措置を講じ、又は、適切に、同法第三十二条の規定により審判の請求をするものとする。

(立入調査)

第十一条 市町村長は、養護者による高齢者虐待により高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認めるときは、介護保険法第一百五十五条の四十六第二項の規定により設置する地域包括支援センターの職員その他の高齢者の福祉に関する事務に従事する職員をして、当該高齢者の住所又は居所に立ち入り、必要な調査又は質問をさせることができる。

2 前項の規定による立ち入り及び調査又は質問を行う場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立ち入り及び調査又は質問を行う権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(第3号様式)

川 年 第 月 号 日

高齢者虐待事案に係る援助依頼書

警察署長殿

市長名 

印
---

高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律第12条第1項及び同条第2項の規定により、次のとおり支援を依頼します。

依頼事項	日時	年 月 日 時 分 ~ 時 分
	場所	
援助方法	□ 調査の立会い	
	□ 周辺での調査 □ その他 ( )	
高齢者	ふりがな	
	氏名	□ 男 ・ □ 女
	生年月日	年 月 日生 ( 歳)
	住所	□ 上記援助依頼場所に同じ □ その他 ( )
	電話	( ) - 番
職業等		
養護者等	ふりがな	
	氏名	□ 男 ・ □ 女
	生年月日	年 月 日生 ( 歳)
	住所	□ 上記援助依頼場所に同じ □ その他 ( )
	電話	( ) - 番
	職業等	
虐待の状況	高齢者との関係	□ 配偶者 □ 子 □ 子の配偶者 □ 孫 □ その他親族 ( ) □ その他 ( )
	行為類型	□ 身体的虐待 □ 養護の著しい怠り □ 心理的虐待 □ 性的虐待 □ 経済的虐待
虐待の内容		
高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じていると認める理由		
警察の援助を必要とする理由		
担当者・連絡先	所属・役職	氏名
	電話 ( ) - 番 内線 携帯電話 - - 番	